

沖縄県喀痰吸引等業務登録申請等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)、 「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」(昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。)、 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。)、 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第72号。以下「改正法」という。)、 及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。)、 に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(喀痰吸引等業務の登録の申請及び登録)

第2条 法第48条の3第2項及び省令第26条の2第1項の規定による申請をしようとする者は、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録申請書」(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」(第1号様式の2)
- 二 「社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4号各号の規定に該当しない旨の誓約書」(第1号様式の3)
- 三 「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類」(第1号様式の4)
- 四 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 五 申請者が個人である場合は、その住民票(個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの)の写し

2 前項の規定により登録を申請した者が、法第48条の5第1項に掲げる要件の全てに適合し、法第48条の4の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、法第48条の5の規定に基づき、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録簿」(第2号様式)により登録し、別添様式1により登録者に通知する。

(事業者の登録更新等)

第3条 前条により登録を受けた者は、法第48条の3第2項第1号から第3号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録更新申請書」(第3号様式)を、同項第4号に掲げる事項に変更しようとするときは、遅滞なく、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)変更登録届出書」(第3号様式の2)を、法第48条の6第1項の規定に基づき、知事に提出しなければならない。

2 登録喀痰吸引等事業者が喀痰吸引等業務(登録特定行為事業者にあつては特定行為業務)を行う必要がなくなったときは、法第48条の6第2項の規定に基づき、登録を辞退する日の一月前までに「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登

録辞退届出書」(第3号様式の3)を知事に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による届出があったときは、当該登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者の登録は、その効力を失う。

(事業者の登録の取消し等)

第4条 第2条により登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法48条の7の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務(登録特定行為事業者にあつては特定行為業務)の停止を命ずることができる。

- 一 法第48条の4各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき
- 二 法第48条の5第1項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき
- 三 法第48条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- 四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

- 2 前項の命令について、知事は、別添様式2により事業者に通知する。

(認定特定行為業務従事者認定証の交付申請、交付及び登録)

第5条 省令附則第5条の規定による申請をしようとする者は、省令別表第一号及び第二号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書(省令別表第一号、第二号研修対象)」(第4号様式)に、省令別表第三号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書(省令別表第三号研修対象)」(第4号様式の2)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 住民票(個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの)の写し
- 二 「社会福祉士及び介護福祉士法第附則4条第3項の各号の規定に該当しない旨の誓約書」(第4号様式の3)
- 三 喀痰吸引等研修の修了証明書

- 2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第4条第2項の要件に適合し、同条第3項の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、省令別表第一号及び第二号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証(省令別表第一号、第二号研修修了者)」(第5号様式)を、省令別表第三号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証(省令別表第三号研修修了者)」(第5号様式の2)に次に掲げる事項を記載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定登録簿」(第6号様式)により登録する。

- 一 法附則第三条第一項に規定する認定特定行為業務従事者(以下「認定特定行為業務従事者という。」)の氏名及び生年月日
- 二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
- 三 その他必要な事項

(認定特定行為業務従事者認定証の変更の届出等)

第6条 認定特定行為業務従事者は、省令附則第5条各号に掲げる事項に変更があったときは、省令附則第7条の規定により、遅滞なく、「認定特定行為業務従事者認定証変更届出書」(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の提出に伴い、認定特定行為業務従事者認定証の再交付を希望する場合には、「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」(第8号様式)に、当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事に提出しなければならない。

3 認定特定行為業務従事者は、省令附則第8条第1項の規定に基づき、認定特定行為業務従事者認定証を汚損し、又は失ったときは、「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」(第8号様式)を、汚損した場合にあっては当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事に提出しなければならない。

4 認定特定行為業務従事者は、前項の申請をした後、失った認定特定行為業務従事者認定証を発見したときは、省令附則第8条第2項の規定に基づき、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

5 認定特定行為業務従事者が次のいずれかに該当するに至った場合には、当該各号に掲げる者は、省令附則第8条の2の規定に基づき、遅滞なく、「認定特定行為業務従事者死亡等届出書」(第9号様式)を知事に届け出なければならない。

一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する届出義務者

二 法附則第4条第3項第1号に該当するに至った場合 当該認定特定行為業務従事者又は同居の親族若しくは法定代理人

三 法附則第4条第3項第2号から第4号までのいずれかに該当するに至った場合 当該認定特定行為業務従事者又は法定代理人

6 前項の届出(同項第1号に掲げる者による届出に限る。)には、認定特定行為業務従事者認定証を添付しなければならない。

(特定行為の業務停止及び認定特定行為業務従事者認定証の返納)

第7条 知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法附則第4条第4項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定取消書」(第10号様式)により、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。

一 法附則第4条第3項各号(第5号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合

二 前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があった場合

三 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合

2 前項の規定により返納を命ぜられた認定特定行為業務従事者は、施行令附則第4条第1項の規定に基づき、遅滞なく、知事にこれを返納しなければならない。

- 3 第1項の規定に基づいて、期間を定めて特定行為の業務を停止した場合は、「業務停止処分に関する都道府県間連絡通知」(第11号様式)により、認定特定行為業務従事者認定証の返納を命じた場合は、「認定証返納処分に関する都道府県間連絡通知」(第11号様式の2)により、政令附則第4条第2項及び第3項の規定に基づき、当該認定特定行為業務従事者へ認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に通知するものとする。

(認定特定行為業務従事者認定の辞退)

第8条 第5条、第16条の規定により認定を受けた者が、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときは、交付を受けた認定特定行為業務従事者認定証を添えて、認定を辞退する日の一月前までに、「認定特定行為業務従事者認定辞退届出書」(第12号様式)を知事に提出しなければならない。

(登録研修機関の登録申請)

第9条 法附則第6条の規定による申請をしようとする者は、省令附則第10条第1項の規定に基づき、「登録研修機関登録申請書」(第13号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 二 申請者が個人である場合は、その住民票(個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの)の写し
- 三 「社会福祉士及び介護福祉士法附則第7条の規定に該当しない旨の誓約書」(第13号様式の2)
- 四 「登録研修機関登録適合書類」(第13号様式の3)
- 五 省令附則第14条に規定される業務規程
- 六 実地研修の一部を委託する場合には、当該研修機関に係る資料
- 七 「研修修了証明書」(別添様式3)

2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第8条第1項及び省令附則第11条に掲げる要件の全てに適合し、法附則第7条の各号のいずれにも該当しないときは、知事は法附則第8条第2項の規定に基づき、「登録研修機関登録簿」(第14号様式)に次に掲げる事項を記載して登録し、別添様式4により登録者に通知する。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 事業所の名称及び所在地
- 四 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日
- 五 喀痰吸引等研修の課程

(登録研修機関の登録の更新等)

第10条 前条により登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）は、前条第2項各号（第1号を除く。）の内容を更新するときは、法附則第9条及び施行令附則第6条の規定に基づき、5年ごとに、「登録研修機関登録更新申請書」（第15号様式）を知事に提出しなければならない。

2 登録研修機関が、前項の規定による更新を受けなかったときは、その期間の経過によってその効力を失う。

3 登録研修機関は、登録された内容に変更があったときは、法附則第11条に基づき、あらかじめ「登録研修機関変更登録届出書」（第15号様式の2）を知事に提出しなければならない。

4 登録研修機関は、登録された業務規程の内容に変更があったときは、法附則第12条第1項の規定に基づき、喀痰吸引等研修の業務の開始前に、「登録研修機関業務規程変更届出書」（第16号様式）を知事に提出しなければならない。

（修了証明書の交付等）

第11条 登録研修機関は、研修の修了者に対し、第9条第1項の「研修修了証明書」（別添様式3）を交付するものとする。

2 登録研修機関は、研修の修了者の氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日及び修了証明書の番号を記載した名簿を作成し、管理するものとし、年度ごとに県に提出するものとする。

3 前項に定める名簿は永年保存とし、修了証明書の再発行に対応できるようにしておくものとする。

（登録研修機関の休廃止）

第12条 登録研修機関が、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、法附則第13条及び省令附則第15条の規定に基づき、「登録研修機関休廃止届出書」（第17号様式）を、登録を休廃止する日の一月前までに、知事に提出しなければならない。

（適合命令）

第13条 知事は、登録研修機関が法附則第8条第1項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、法附則第14条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第14条 知事は、登録研修機関が法附則第10条の規定に違反していると認めるときは、法附則第15条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録研修機関の登録の取消し等)

第15条 登録研修機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法附則第16条の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 法附則第7条各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき
- 二 法附則第11条から第13条までの規定に違反したとき
- 三 法附則第14条の規定による適合命令又は法附則第15条の規定による改善命令に違反したとき
- 四 法附則第18条において準用する法第17条の規定に違反したとき
- 五 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

2 前項の命令について、知事は、別添様式5により登録研修機関に通知する。

(認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)の交付申請)

第16条 改正法附則第14条第1項の規定による知事の認定を受けようとする者は、改正省令附則第4条の規定により、「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書」(第18号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 住民票の写し
- 二 「社会福祉士及び介護福祉士法第4条第3項の各号の規定に該当しない旨の誓約書」(第4号様式の3)
- 三 喀痰吸引等に関する研修修了証明書(該当するものがある場合)及び修了した研修内容・研修時間を示す書類
- 四 「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書添付書類①本人誓約書」(第18号様式の2)
- 五 「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書添付書類②第三者証明書」(第18号様式の3)
- 六 「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書添付書類③実施状況確認書」(第18号様式の4)

2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第4条第2項に規定する喀痰吸引研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が判断したときは、改正法附則第14条第2項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置・不特定多数の者対象)」(第19号様式)又は「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置・特定の者対象)」(第19号様式の2)に次に掲げる事項を記載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定登録簿」(第6号様式)により登録する。

- 一 認定特定行為業務従事者の氏名及び生年月日
- 二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
- 三 その他必要な事項

(公示)

第17条 知事は次の各号の一に該当するときは、法附則第17条の規定に基づき、その都度、公示するものとする。

- 一 登録をしたとき
- 二 法第48条の6第1項又は法附則第11条の規定による届出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があったとき
- 三 法第48条の6第2項又は法附則第13条の規定による届出があったとき
- 四 法第48条の7規定による登録の取消又は喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあつては特定行為業務）の停止を命じたとき
- 五 法附則第16条の規定による登録の取消又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき

2 前項の公示は、沖縄県ホームページに登載して行うものとする。

(帳簿の備付け等)

第18条 法附則第18条において準用する法第17条の規定に基づき、登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務に関する事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(報告)

第19条 法第48条の9若しくは法附則第18条若しくは法附則第20条において準用する法第19条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者若しくは登録研修機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第20条 法第48条の9若しくは法附則第18条若しくは法附則第20条第2項において準用する法第20条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者若しくは登録研修機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係書類の保存)

第21条 登録喀痰吸引等事業者、登録特定行為事業者及び登録研修機関が保存すべき書類の種類及び保存期間は次のとおりとする。

- 一 第2条、第3条、第9条、第10条において規定する登録、更新、変更にかかる申請書及び添付書類は、永年保存とする。
- 二 前号に掲げるほか、喀痰吸引等業務、特定行為業務及び喀痰吸引等研修にかかる関係書類は、5年間保存する、
- 2 関係書類の保存は、確実に、かつ、秘密が漏れることのない方法により行う。
- 3 関係書類の廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行う。

附 則 この要綱は、平成24年3月7日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年11月16日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年11月30日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年3月6日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年2月17日から施行する。